

**本人確認書類を使用した
申請書自動作成装置の導入等業務委託に係る
募集要領**

令和6年5月7日

練馬区区民部

戸籍住民課

目次

1	名称.....	1
2	提案依頼の趣旨・目的.....	1
3	応募要件	1
4	欠格事項	1
5	本件の概要.....	2
6	本件の上限額	2
7	全体日程	2
8	応募届の提出	3
9	本件に関する質問.....	4
10	提案書の作成・提出	4
11	審査方法	5
12	一次審査	6
13	二次審査（操作性等の確認、プレゼンテーションおよびヒアリング）	6
14	辞退.....	7
15	事業者の選定（最終審査）	7
16	留意事項	7
17	本件で提示する資料・様式一覧.....	8
18	問合せ先・担当	9

1 名称

本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入等業務委託に係る募集要領

2 提案依頼の趣旨・目的

本件は、本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入等に関して事業者には提案を依頼し、最適な事業者を選定することを目的とする。

応募のあった提案については、価格のみによる競争によらず、提案装置の機能性・操作性、事業者の企画力、技術力、将来性、自治体における構築・運用実績、区とのパートナーシップ構築の観点も重視した選定を実施する。

については、事業者の経験・実績等を活かした、区にとって有益な提案を行うこと。

3 応募要件

応募にあたっては、提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していることが必要である。

4 欠格事項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件への応募を不可とする。また、応募後に欠格事項に該当することが判明した場合は、その提案を失格とする。

4-1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

4-2 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。

4-3 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。

4-4 法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税および地方消費税、特別区民税・都民税等を滞納している者。

4-5 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

5 本件の概要

項目	内容
① 件名	本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入等業務委託
② 履行期間 (予定)	契約確定日の翌日(令和6年7月末～8月上旬予定)～令和6年10月31日 ※ 履行期間については、事業者が提示する構築スケジュールに基づき、決定する。
③ 導入場所	練馬区民事務所・マイナンバーカード交付コーナー
④ 業務内容	【資料1】本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入等業務委託調達仕様書のとおり
⑤ 契約方法	本件の選定事業者と随意契約する。
⑥ 契約範囲	(1) 申請書自動作成装置関連機器（以下、「装置」という。）の調達、設置 (2) 装置の設定および操作説明

6 本件の上限額

本件の上限額については、つぎのとおりとする。なお、本業務に必要な経費について見積書の提出を求める。

令和6年度事業費 4,317,000円（10%消費税を含む。）

【内訳】 備品等調達費 1,976,000円

設定、操作説明等委託費 2,341,000円

【内容】

- ・ 本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入等業務委託経費
(装置の調達、設定、操作説明等)

【積算上の留意点】

- ※ 見積書は、上記内訳がわかるように記載すること。
- ※ 上記に記載する金額を超えた場合は失格とする。なお上記内訳ごとの金額を超えた場合も同様に失格とする。

7 全体日程

項目	日程
募集要領等の公表	令和6年5月7日（火）
応募届の提出期限（持込）	令和6年5月17日（金）午後5時まで

質問受付の締切	令和6年5月27日（月）午後5時まで
質問回答	令和6年5月30日（木）※予定
提案書類提出締切（持込）	令和6年6月7日（金）午後5時まで
一次審査 結果通知	令和6年6月20日（木）※予定
装置の操作性等の確認	令和6年6月21日（金）～7月4日（木）
プレゼンテーション、ヒアリング	令和6年7月5日（金）※予定
最終審査結果通知	令和6年7月中旬 ※予定

8 応募届の提出

参加を希望する事業者は、「8-4 提出書類」を提出すること。

8-1 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時必着

※ 上記期限内に持参しない場合は、応募届を受理しない。

8-2 提出方法

下記担当へ事前に電話連絡のうえ、提出場所に持参すること（郵送不可）。

8-3 提出場所

東京都練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 2階

練馬区区民部戸籍住民課窓口サービス担当係

担 当：丸山、上野

電 話：03-5984-1273（直通）

※ 平日の午前9時から午後5時までに来庁すること。

8-4 提出書類（紙で提出すること）

提出書類	提出部数
① [様式1]応募届	1部
② 入札参加資格証明の写し（東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し、裏面の印鑑証明部分も含む）	1部
③ 法人税・法人事業税および消費税の納付を証明する書類（写し可）	1部
④ 直近の3か年の決算報告書（貸借対照表等の税務申告書類一式、営業報告書、付属明細書、キャッシュフロー明細書）	1部
⑤ 会社概要のわかる資料（パンフレット等）	1部

8-5 応募要件等の審査

応募後に区が応募要件および欠格事項の確認を行う。確認にあたり、問い合わせを行

う場合がある。応募要件を満たしていない場合、欠格事項に該当する場合は、応募を断る場合がある。

9 本件に関する質問

9-1 質問受付の締切

令和6年5月27日（月）午後5時まで

※ 質問受付の締切期日後の質問には回答しない。

9-2 質問方法

募集に関する質問は、[様式2]質問票に内容を簡潔に記載の上、次の指定のアドレスまで電子メールで送信すること。

※ E-mailの件名は、下記のとおりとすること。

件名：【申請書自動作成装置の導入】質問書の送付（提案事業者名）

9-3 提出先

練馬区民部戸籍住民課窓口サービス担当係

担当：丸山、上野

E-mail：KOSEKIJYUMIN16@city.nerima.tokyo.jp

9-4 回答方法

質問者名を伏せたうえ、すべての質問と回答を、応募した事業者に電子メールで送付する。

寄せられた質問が集まり次第、適宜回答する。最終的な回答日時は、令和6年5月30日（木）（予定）とする。

10 提案書の作成・提出

10-1 提案書等

参加を希望する者は、提案書等の作成にあたり【資料2】本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入等業務委託に係る提案書等作成要領に従い、以下の内容で提出すること。

10-2 提出期限

令和6年6月7日（金）午後5時必着

※ 提出期限後の提出書類の差替および再提出は原則認めない。

10-3 提出方法

10-4に記載の担当へ事前に電話連絡のうえ、提出場所に持参すること（郵送不可）。

10-4 提出場所

東京都練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 2階

練馬区民部戸籍住民課窓口サービス担当係

担 当：丸山、上野

電 話：03-5984-1273（直通）

※ 平日の午前9時から午後5時までに来庁すること。

10-5 提出書類（紙で提出すること）

提出書類	提出部数
① 提案書 ※ [様式3] 提案書表紙を添付すること。	7部
② [様式4]類似業務受託実績一覧表	
③ 見積書（様式自由） ※ 「6 本件の上限額」記載の内訳が分かるようにすること。	
④ ①～③の電子記録媒体 ※ 10-6電子記録媒体による提出を参照すること。	1枚
⑤ 会社概要のわかる資料（パンフレット等）	7部

10-6 電子記録媒体による提出

電磁的記録媒体等（DVD-R、CD-R、またはCD-RW等でも可）に記録し、1枚提出すること。提出書類の形式は以下のとおり。

提出書類	形式
① 提案書	PDF または PowerPoint
② [様式4]類似業務受託実績一覧表	PDF または Word
③ 見積書（様式自由）	PDF

11 審査方法

11-1 本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）が本件の審査、評価を行い、事業者を選定する。なお、選定委員名簿は本件プロポーザル実施中においては非公開であり、委員の氏名は公開しない。

11-2 評価方法、評価項目、採点方法は、【資料3】本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入等業務委託提案等評価基準のとおり。

12 一次審査

- 12-1 参加資格を満たす者について、提案書等の内容について書類審査を行う。必要に応じて、提案書等の内容について、質問する場合がある。
- 12-2 審査結果に基づき、上位3社程度を二次審査の対象とする。
- 12-3 一次審査の結果については、令和6年6月20日（木）（予定）までに応募事業者へ書面および電子メールで通知する。併せて、二次審査対象の事業者に対して、プレゼンテーション等の実施を要請する。

13 二次審査（操作性等の確認、プレゼンテーションおよびヒアリング）

一次審査通過事業者に対し、以下の事項を実施する。

- 13-1 装置の操作性等の確認
 - 二次審査前に本人確認書類の読取、申請書の選択、印刷等の基本的な操作を行い、利用者の操作性等を確認する。
- 13-1-1 実施日
 - 令和6年6月21日（金）～7月4日（木）の間 30分間程度
 - 詳細な日時は一次審査の結果通知後に協議する。
- 13-1-2 実施場所
 - 練馬区役所または練馬区内の施設で行う。操作の確認に必要な機器を持ち込むこと。
- 13-2 プレゼンテーションおよびヒアリング
 - 13-2-1 実施日
 - 令和6年7月5日（金）（予定）
 - 13-2-2 実施場所
 - 練馬区役所または練馬区内の施設で行う。
 - 13-2-3 時間配分等
 - プレゼンテーション：20分
 - ヒアリング：20分
 - 13-2-4 説明者・参加者
 - 説明は、本件に携わるものが行うこと。参加者に指定はないが、会場の都合上4名までとする。
 - 13-2-5 説明内容・説明方法
 - プレゼンテーションにおける注意事項等は一次の選考結果と併せて通知する。

説明上必要に応じて、提案書等の要約資料を使用することも可とする。なお、要約資料については、提案書等と齟齬がないよう注意すること。説明用の機器（プロジェクタ、スクリーン、ディスプレイケーブル）は区が用意する。それ以外の機器（パソコン等）は各事業者で用意すること。

13-2-6 ヒアリング

委員からの質問に対し、分かりやすく簡潔に答えること。

14 辞退

[様式1]応募届を提出した後、提案を辞退する場合は、できるだけ早い時点で[様式5]辞退届を後述の「18 問合せ先・担当」へ提出すること。

15 事業者の選定（最終審査）

- 15-1 一次審査および二次審査の内容について最終審査を行う。
- 15-2 選定委員会が最終審査内容を評価し、本件の第一優先交渉事業者を選定する。
- 15-3 最終審査の結果については、令和6年7月中旬（予定）に二次審査を実施した事業者に対して、書面および電子メールにより通知する。なお、通知日程は前後する場合がある。
- 15-4 第一優先交渉事業者に対して、仕様の調整および再見積りを経たうえで、本件に係る契約締結の交渉を行う。なお、当該事業者が契約締結前に、練馬区から指名停止処分を受けるなどにより、前述の欠格事項に該当した場合または虚偽の提案を行ったことが判明した場合には、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託者候補とする。

16 留意事項

- 16-1 本提案に関する問い合わせ等がある場合は、本書の「9 本件に関する質問」に必ず従うこと。その他の方法により質問等を行った場合、調達の公平性確保の観点から質問等を無効とする。
- 16-2 本件の提案手続に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- 16-3 区に提出された提案書等その他の提出物は、一切返却しない。なお、提出物は、本件に係る業者選定以外には使用せず、区が責任を持って保管・廃棄を行う。
- 16-4 提出された提案書等の書類について、以下のいずれかに該当する場合は、無効の扱いとする。
 - 16-4-1 記載すべき事項の全部が記載されていないもの。

- 16-4-2 虚偽の記載をしたもの。
- 16-4-3 見積り金額が上限額を超えているもの。
- 16-5 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした参加者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- 16-6 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- 16-7 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- 16-8 本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、【資料4】「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき扱うものとする。
- 16-9 区が提示した本件に関する資料を、本件の提案以外の目的で利用することおよび第三者へ開示・漏洩することを禁止する。
- 16-10 本件において知り得た情報は、区の書面による同意がない限りは、いかなる場合であっても他者に漏洩することを禁止する。この義務は本件終了後も存続する。
- 16-11 提案書等の提出後、本提案書について不知または不明を理由として異議を申し立てることは認めない。
- 16-12 本件の実施にあたり、妨害行為または妨害とみなされる行為を行った提案事業者は、失格となる場合がある。
- 16-13 選定事業者と区は予算の範囲内で協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。
- 16-14 本要領に定めのない事項および本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

17 本件で提示する資料・様式一覧

本件で提示する資料・様式については以下のとおり。

【資料1】本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入等業務委託調達仕様書

【資料2】本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入等業務委託に係る提案書等作成要領

【資料3】本人確認書類を使用した申請書自動作成装置の導入等業務委託提案等評価基準

【資料4】プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準

【資料5】情報の保護および管理に関する特記事項

【資料6】練馬区環境方針

【資料7】練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

[様式1]応募届

[様式2]質問票

[様式3]提案書表紙

[様式4]類似業務受託実績一覧表

[様式5]辞退届

18 問合せ先・担当

住 所 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 2階

電 話 03 (5984) 1273

E-mail KOSEKIJYUMIN16@city.nerima.tokyo.jp

担 当 練馬区区民部戸籍住民課窓口サービス担当係 丸山、上野